

博士学位論文のインターネット公表に関する指針

学位規則の一部改正（平成 25 年 3 月 11 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行）により、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士学位論文（以下「博士論文」という。）の公表方法が「印刷公表」から「インターネットによる公表」に変更となり、インターネットでの公表が原則義務化されました。これに伴い、本学においても山形大学学位規程（以下「学位規程」という。）の一部を改正（平成 25 年 5 月 8 日施行）しました。

1. 改正の概要

(1) 博士論文の内容の要旨等の公表

本学は、博士の学位を授与したときは、省令第 8 条の規定に基づき、学位を授与した日から 3 月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。（学位規程第 44 条関係）

(2) 博士論文の公表

- ① 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に公表しているときは、この限りではない。（学位規程第 45 条第 1 項関係）
- ② 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。（学位規程第 45 条第 2 項関係）
- ③ 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。（学位規程第 45 条第 3 項関係）

これを受けて各研究科においては、以下の指針により博士論文の公表に関する手続きを行い、博士論文を本学機関リポジトリに公表することとします。なお、本指針は大学として基本的な事項を定めたものであり、研究科固有の事項については各研究科で定めることとします。

2. 博士論文の公表手順

(1) 公表に関する申請

本学において博士の学位を受けようとする者（以下「学位申請者」という。）は、指導教員と相談のうえ、博士論文の提出又は申請時に、当該博士論文についてインターネット公表ができない内容又はインターネット公表により発生する明らかな不利益（以下「やむを得ない事由」という。）の有無及びやむを得ない事由がある場合はその内容に当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「博士論文の要約」という。）、並びに本学機関リポジトリに当該博士論文の全文又は要約を登録・公表することの許諾書を添えて研究科長に申請するものとする。

(2) 公表に関する審査

研究科は、博士論文の審査と併せ、やむを得ない事由の有無及びやむを得ない事由がある場合は博士論文の要約の適切性を審査し、その結果を「論文審査の結果の要旨」に記載するなどして、学長に報告するものとする。

なお、研究科において「やむを得ない事由がある」と判断された博士論文に博士論文の要約が付されていない場合は、研究科長は、学位申請者に対してその提出を求め、

改めて審査するものとする。

- ① 研究科が「やむを得ない事由がない」と判断した場合は、研究科長は学位申請者本人に結果を通知し、当該博士論文の全文を学位授与日から1年以内に公表するものとする。

公表にあたり、学位申請者は、当該博士論文の全文の電子データ*1（PDF形式のデータ、以下同じ。）を研究科長を経て学長に提出*2するものとする。

- ② 研究科が「やむを得ない事由がある」と判断した場合は、研究科長は学位申請者本人に結果を通知し、当該博士論文の要約を学位授与日から1年以内に公表するものとする。

公表にあたり、学位申請者は、当該博士論文の要約及び全文の電子データを研究科長を経て学長に提出するものとする。

やむを得ない事由がなくなった場合、学長は、当該博士論文著者及び当該研究科長からの申請を受け博士論文の全文を公表する。

*1 PDF（PDF/A（ISO 19005）が望ましい）を推奨。外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと（フォントを埋め込んだファイルとすること）、暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと（文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと）。

*2 記録媒体（原則としてCD-R）で提出するものとする。

(3) 全文閲覧希望者への対応

要約の公表中において、求めに応じて博士論文の全文を閲覧させる場合には、学長は研究科長と相談のうえ対応することとする。

(4) 国立国会図書館への送付

研究科が「やむを得ない事由がない」と判断した場合は、博士論文の電子データを国会図書館に送付する。

研究科が「やむを得ない事由がある」と判断した場合は、当該博士論文のインターネット公表を認めないことを明示した上で、その電子データを国立国会図書館に送付する。

3. 「やむを得ない事由」の判断例

学位規程第45条第2項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができる「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学長が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定される。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、研究科がやむを得ない事由があると認めた場合 など

4. その他

平成25年9月博士学位授与者について、研究科において博士論文の公表に関する確認をしている場合には、本指針に準じて手続きを行ったものとみなす。

博士學位論文の申請からインターネット公表までのフローチャート

区 分	通常申請の場合(「やむを得ない事由なし」)	「やむを得ない事由がある」と申請した場合
学位申請者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;"> 学位論文申請 ・論文審査申請書 ・公表方法確認書 ・全文データ </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;"> 学位論文申請 ・論文審査申請書 ・公表方法確認書 ・全文データ ・要約データ </div>
研究科 (教務担当)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">論文審査</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">論文審査 要約公表の可否 要約内容の適切性審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center; margin-top: 10px;"> やむを得ない事由 </div>
学長 (総務担当)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white;"> 学位論文の審査要旨 最終試験の結果又は学力確認の結果 ・博士論文全文の電子データ ・博士論文内容要旨及び論文審査結果要旨の電子データ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white;"> 学位論文の審査要旨 最終試験の結果又は学力確認の結果 ・博士論文全文の電子データ ・博士論文内容要旨及び論文審査結果要旨の電子データ ・博士論文要約の電子データ </div>
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">学位授与報告書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">学位授与報告書</div>
国立国会図書館	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white;"> 学位授与報告書(写) 博士論文全文の電子データ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white;"> 学位授与報告書(写) 博士論文全文の電子データ(当該論文のインターネット公表を認めない旨を明示し、送付) </div>
機関リポジトリ (図書館)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white;"> 博士論文内容要旨及び論文審査結果要旨の電子データ(3月以内) 博士論文全文の電子データ(1年以内) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #4a7ebb; color: white;"> 博士論文内容要旨及び論文審査結果要旨の電子データ(3月以内) 博士論文要約の電子データ(1年以内) </div>
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内に論文全文公表可能の場合 →要約作成不要 ・やむを得ない事由がなくなった場合 →博士論文全文を公表